

### 3 座位保持装置等に付属するベルトやテーパールの使用

身体に重度の障害のある人の中には、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行により、身体の状態に合わせた座位保持装置や車椅子を医師の意見書又は診断書によりオーダーメイドで製作し、使用している場合があります。これらには、変形等のある身体において安全かつ安楽に座位が取れるようにする形状やパッド等の配置が設計されているほか、脊椎の側わんや関節の変形・拘縮等の進行疼痛を防止する目的で体幹を固定するためのベルトや上肢運動機能や日常生活動作の改善のためのテーパールが付属している場合が少なくありません。これらのベルトやテーパールは、使用することで体幹が安定し、本人の意思に基づいて四肢が動かしやすくなることや日常生活の向上等の効果も意図されています。

股体不自由のある利用者の場合、例えば体幹筋力のない利用者に対する車椅子の体幹ベルトが「虐待にあたるおそれがある」としてベルトを外すことで、利用者本人が怖い思いをしたり、車椅子から転落したりする事例もあります。「正当な理由」があるにもかかわらず、過度の「ベルト外し」によってかえって適切な支援が妨げられていたり、ベルトなしでは車椅子に乗りできないという理由でベッドに寝かせきりになってしまおうといったかえって虐待を助長させるような対応がとられるなど、現場での不適切な事例も散見されます。

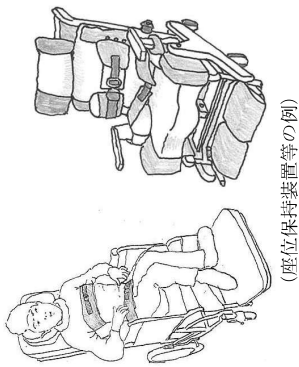
身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等にみられるように障害者の身体状況に合わせ変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーパールについては、一律に身体拘束と判断することは適切ではありません。身体拘束か否かは、目的に応じて適切に判断することが求められます。

ただし、座位保持装置等であっても、股体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為を除き、ベルトやテーパールをそのまま障害者をいすの上で漫然と長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もあるため、医師や理学療法士・作業療法士等の専門職の意見を踏まえ、座位保持装置等を使用する場合や目的・理由を明確にし、ご本人並びに家族の意見を定期的に確認し（モニタリング）、その意見・同意を個別支援計画に記載することが必要です。

記録内容では「態様・時間・理由・関係者間で共有されているか」等の記載がなされていることが重要です。長時間の同一姿勢による二次障害や褥瘡を計画的に防止するための取り組みにも留意することが必要です。

記録については、平成 31 年 3 月 29 日付厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課事務連絡「障害福祉サービス等報酬に係る Q & A」問 1 において、「ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画に記載がない緊急やむをえず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である」と明記されています。従って、医師の意見書、診断書を踏まえ目的に応じて取り扱われており、個別支援計画等への記載があれば、逐次のケア記録等への時間等の記載を求めているわけではありません。

ヘッドギアについても同様に、利用する人の安全性のみならず QOL の観点から個別支援計画において、必要性の明確化し、定期的に確認すること（モニタリング）が必要です。



(座位保持装置等の例)

### 4 身体拘束としての行動制限について

障害者支援施設等において、特に行動障害のある利用者が興奮して他の利用者を叩く、嘔みつく等の行為や自分自身の顔を強く叩き続ける等の行動制限を行わざるを得ない場合、利用者を居室に隔離したり、身体を拘束したりする等の行動制限を行わざるを得ない場面があります。そのような場合に、やむを得ず行動制限をする必要があったとしても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続を踏む必要があります。

しかし、職員は行動障害に対する知識や支援技術が十分でない場合、対応方法が分からず行動制限を行うことに頼ってしまうことも起こります。行動制限をすることが日常化してしまえば「切迫性」「非代替性」「一時性」のいずれも該当しなくなり、いつの間にか身体的虐待を続けている状態に陥っていったということにもなりかねません。

行動障害に対処するために、身体的虐待に該当するような行動制限を繰り返している、本人の自尊心は傷つき、抑え付けられる職員や抑え付けられた場面に對して恐怖や不安を強く感じるようになってしまっています。このような誤った学習を繰り返した結果、利用者の「問題行動」はさらに強くなり、職員はより強い行動制限で対処しなくてはならないという悪循環に陥ることになります。

職員は行動障害に対する知識や支援技術を高め、行動制限や身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で支援の質の向上に取り組む必要があります。

### 5 身体拘束・行動制限を止めた例

ある入所施設から地域移行でグループホームと地域の生活介護を利用することになった 10 代女性の A さんは、施設では白室から出るときは常に二人の職員が両側に立ち、両手を抑えて拘束されていました。理由は、ほかの利用者の方を叩いてしまったり、置いてあるものを投げつけてしまいかからでした。両手を抑えることによって他害等はなくなくなったが、常に行動を制限されていたためか意思表示も少なく、表情に明るさがありませんでした。

グループホームと生活介護では、初日から拘束はせず、共同でアセスメントを行い、本人が他害を行う状況や、好きな活動や苦しい場面等の情報を共有していった結果、入居初月は両事業所で合わせて月 100 回以上あった他害（をしようとする行動）が 2 カ月後には月に数回まで減りました。

拘束をされなくなった A さんは、苦しい環境が排除された施設の中を自由に歩き、そして自分で好きな人形をカバンに入れて背負って通所してくるようになりました。その表情は最初にあったときは別人のように明るさあふれる 10 代らしい笑顔でした。

知識や支援技術、事業所の連携によって身体拘束を減らしたことによって本人の生活や人生が豊かになった例です。

## 6 行動障害のある利用者への適切な支援

### (1) 強度行動障害の状態にある人が虐待に遭いやすいこと

行動障害とは、自分の体を叫いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叫いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、高い頻度（著しい場合は、強度行動障害）で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことです。

行動障害の状態になりやすいタイプとしては、コミュニケーションが苦手で自分の体調不良や対人不安をうまく伝えられない利用者、他の人は気にならない感覚（明るさ、音、肌触り、臭い、気圧や温度など）に過敏で不快感を持ちやすい人、過去のイヤな記憶を思い出してしまいがちな人などがあります。

利用者がこのような状態になったときには、本人の健康や周囲の利用者の安全を守るために、職員は身体拘束や行動制限をやむを得ず行うことがあります。そのときには、事業所の職員全員が利用者の障害特性を理解し、予め本人や家族と相談して決めておいた方法や時間の範囲で対応することが必要になります。

もちろん、このような身体拘束や行動制限を行うことは決して望ましいことではないので、普段から利用者の家族や過去の支援者からの情報を引き継いだり、丁寧な観察を行ったりすることによって障害特性を理解し、行動障害が起らないような支援を行うことが大前提になります。

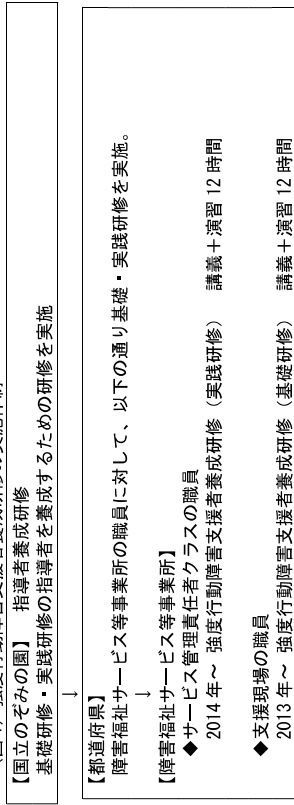
例えば、「一日に何度も、集団活動になると他の利用者を突然囂んでしまうようになった利用者」の担当者になった場合のことを考えてみましょう。叫びのことであれば、噛みついた利用者を止めるために職員は羽交い締めにするかもしれません。さらに、さらに噛むと興奮する様子を見て居室に見て居室に押し込み施設をするかもしれません。

この利用者は、「ざわざわした騒がしい場面が苦手」なのに、そのことがうまく伝えられないという障害特性があつたのかもしれません。しかし、普段からそのような障害特性に即した支援が受けられず、さらに羽交い締めにされ居室に閉じ込められるというさらなる不安や恐怖の体験が追加されてしまっています。

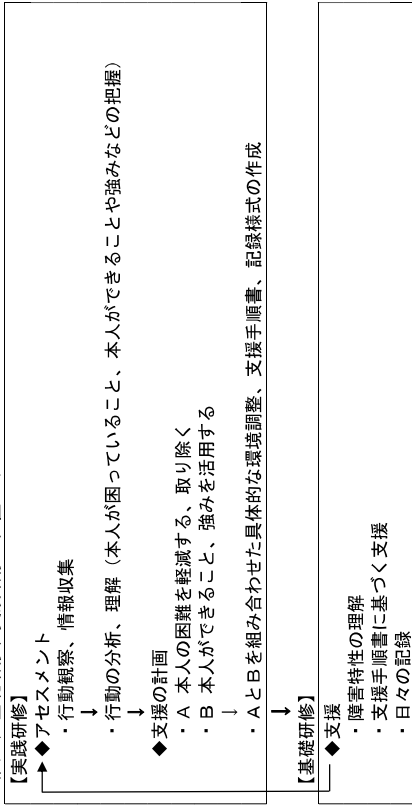
### (2) 強度行動障害支援者養成研修があること

私たち障害福祉分野の領域で働く者は全て、行動障害の状態になりやすい利用者の障害特性を普段から把握し、叫びのときにも利用者にも不安や恐怖を与えない対応を行うための知識と技術を持つことが必要です。

(図1) 強度行動障害支援者養成研修の実施体制



(図2) 基礎研修、実践研修の位置づけ



具体的には、都道府県（適切な事業所等への委託の場合もある）が実施している「強度行動障害支援者研修」を受けることで、どのような障害特性があるのか、普段からできる支援の工夫にはどのようなものがあるのか、職場全体で取り組むにはどうしたらよいかなどを学ぶことができます。

### (3) 強度行動障害を有する人等に対する支援者の人材育成について

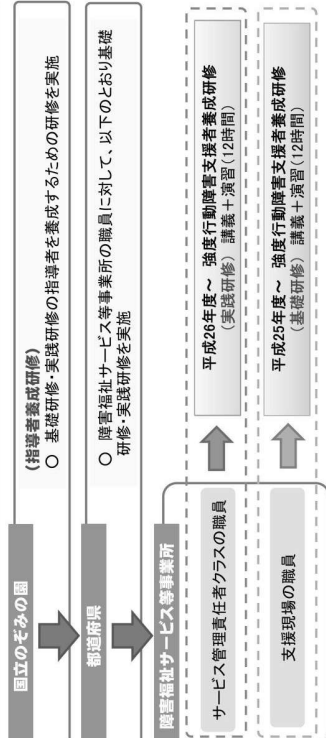
強度行動障害を有する人は、施設等において適切な支援を行うことにより、自傷や他害行為等の危険を伴う行動の回数が減少する等の支援の有効性も報告されており、体系的な研修が必要とされています。このため、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的として、強度行動障害を有する人等を支援する職員を養成するため、研修事業を都道府県地域生活支援促進事業のメニューとして盛り込みました。

また、各事業所での適切な支援のために、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的として、サービス管理責任者等に対するさらに上位の研修（以下「実践研修」という）の実施を促進するため、各都道府県の支援者に対する実践研修を都道府県地域生活支援事業のメニューに盛り込みました。障害者福祉施設等の職員の人材養成として、都道府県で実施される研修を積極的に受講しましょう。

## 強度行動障害支援者養成研修について

○ 強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としているため、現状では事業所の受入れが困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。

○ 一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されていることから、地域生活支援事業において、強度行動障害を有する者に対して適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする体系的な研修を実施しているところ。



## 参考資料

## ○ 倫理綱領の例（財団法人日本知的障害者福祉協会の倫理綱領）

| 倫 理 綱 領                                                                                                                                         |                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 前 文                                                                                                                                             | 財団法人 日本知的障害者福祉協会                                                              |
| 知的障害のある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。 |                                                                               |
| 1. 生命の尊厳                                                                                                                                        | 私たちは、知的障害のある人たちの一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。                                    |
| 2. 個人の尊厳                                                                                                                                        | 私たちは、知的障害のある人たちの、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。                                   |
| 3. 人権の擁護                                                                                                                                        | 私たちは、知的障害のある人たちに對する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。                         |
| 4. 社会への参加                                                                                                                                       | 私たちは、知的障害のある人たちが、年齢、障害の状態等にかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。                |
| 5. 専門的な支援                                                                                                                                       | 私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、知的障害のある人たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。 |

## ○ 行動指針の例

| 職員行動指針                                                                                                                                               |                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〇〇〇福祉会は、職員一人ひとりが組織の一員として、自らの行動に責任と自覚を確立するため、「〇〇〇福祉会職員行動の指針」を定め、法人内外に示します。<br>〇〇〇福祉会のすべての職員は、この行動の指針の遵守に努めるとし、殊に管理・監督する立場にある者は、自らが模範となるよう率先して実行に努めます。 |                                                                                            |
| 1. 【社会的ルールの遵守（コンプライアンス）の徹底】                                                                                                                          | 〇〇〇福祉会は、関係法令、法人の定めた諸規程はもとより、法人の理念や社会的ルールの遵守を徹底します。                                         |
| 2. 【環境保全・安全衛生の推進】                                                                                                                                    | 〇〇〇福祉会は、地球的規模の環境破壊が進む中で、その抑止に日ごろから関心をもち、取り組みます。<br>利用者や地域の方と共に職場及び地域の環境保全と安全衛生に積極的に取り組みます。 |
| 3. 【社会貢献の推進】                                                                                                                                         | 〇〇〇福祉会は、地域や社会に根ざした法人であるために、社会貢献活動を行います。                                                    |
| 4. 【人権の尊重】                                                                                                                                           | 〇〇〇福祉会は、差別のない公平な法人であるために、互いの個性や違いを積極的に認め合い一人ひとりが平等であるという考えの下に行動します。                        |
| 5. 【プライバシーの保護】                                                                                                                                       | 〇〇〇福祉会は、プライバシーの保護に最大限の努力をします。                                                              |
| 6. 【個人情報の保護と管理】                                                                                                                                      | 〇〇〇福祉会は、個人情報保護法等に基づき、個人情報の適正な取扱いを行います。                                                     |

|                          |                                                                                                                               |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7. 【公正・公平な取引の推進】         | 〇〇〇福祉会は、公正かつ公平で健全な取引を行います。                                                                                                    |
| 8. 【行政機関等との関係】           | 〇〇〇福祉会は、自立した法人として行政機関と対等且つ健全な関係を保持します。                                                                                        |
| 9. 【説明責任（アカウンタビリティ）の徹底】  | 〇〇〇福祉会は、利用者やその家族・後見人等に提供するサービスや関連する情報について、適切に説明する努力や工夫を行います。また、地域の理解と信頼を高めるために地域とのコミュニケーションを図ると共に、適切な情報開示、情報提供に努め、説明責任を果たします。 |
| 10. 【危機管理（リスクマネジメント）の徹底】 | 〇〇〇福祉会は、「〇〇〇福祉会リスクマネジメント指針」に基づき、常に安全性に配慮したサービスの提供と事故防止に努めます。                                                                  |

## ○ 虐待防止啓発掲示物の例

| 職員の方々に                                                                                                        |                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 以下のような行為は、障害者への虐待です。<br>不適切な支援から、傷害罪等に当たる犯罪行為まで様々ですが、いずれも障害者の人権の重大な侵害であり、絶対に許されるものではありません。                    |                                                                                                                     |
| ○身体的虐待                                                                                                        | ・ 殴る、蹴る、たばこを押つける。<br>・ 熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない。<br>・ 戸外に閉め出す、部屋に閉じこめる、縄等で縛る。                                 |
| ○性的虐待                                                                                                         | ・ 性交、性的暴力、性的行為の強要。<br>・ 性器や性交、性的雑誌やビデオを見るよう強いる。<br>・ 裸の写真やビデオを撮る。                                                   |
| ○心理的虐待                                                                                                        | ・ 「そんなことすると外に出させない」等言葉による脅迫。<br>・ 「何度言ったらわかるの」等心を傷つけることを繰り返す。<br>・ 成人の障害者を子ども扱いする等自尊心を傷つける。<br>・ 他の障害者と差別的な取り扱いをする。 |
| ○放棄・放置                                                                                                        | ・ 自己決定といって、放置する。<br>・ 話しかけられなくても無視する。拒否的態度を示す。<br>・ 失禁をしていても衣服を取り替えない。<br>・ 職員の不注意によりけがをさせる。                        |
| ○経済的虐待                                                                                                        | ・ 障害者の同意を得ない年金等の流用等財産の不当な処分。                                                                                        |
| ○その他                                                                                                          | ・ 職員のやるべき仕事を指導の一環として行わせる。<br>・ しつけや指導と称して行われる上記の行為も虐待です。<br>・ 自分がされたら嫌なことを障害者にしていませんか。<br>・ 常に相手の立場で、適切な支援を心がけましょう。 |
| 障害者（児）施設における虐待の防止について 平成 17 年 10 月 20 日 障発第 1020001<br>各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市長宛 厚生労働省社会・援護局障害保健部長通知<br>を参考に一部変更 |                                                                                                                     |



○ 障害者虐待相談・通報・届出先揭示物の例

障害者虐待の相談・通報・届出先  
当施設の虐待防止責任者は、〇〇です。ご心配がありましたら、お気軽にご相談ください。  
TEL 〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇-〇〇〇〇  
また、〇〇市の障害者の虐待や養護者の支援に関する相談、通報、届出窓口は下記の通りです。

【日中（〇時～〇時）】  
〇〇市役所 □□課 △△係 TEL 〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇-〇〇〇〇  
〇〇市障害者虐待防止センター TEL △△-△△△△ FAX 〇〇-〇〇〇〇  
〇〇地域基幹相談支援センター TEL ××-×××××× FAX 〇〇-〇〇〇〇  
【休日夜間（〇時～〇時）】  
〇〇地域基幹相談支援センター(携帯)TEL ××××-××××××××××  
携帯メールアドレス aaaaa@bbbb.ne.jp

○ 職業性ストレス簡易調査票

A. あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

|                                  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1. 非常にたくさんさんの仕事をしなければならない        | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 2. 時間内に仕事が処理しきれない                | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 3. 一生懸命働かなければならない                | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 4. かなり注意を集中する必要がある               | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 5. 高度の知識や技術が必要なもの仕事だ             | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 6. 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない   | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 7. からだを大変よく使う仕事だ                 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 8. 自分のペースで仕事ができる                 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 9. 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる        | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 10. 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる         | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 11. 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない         | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 12. 私の部署内で意見のくい違いがある             | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 13. 私の部署と他の部署とはうまく合わない           | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 14. 私の職場の雰囲気は友好的である              | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 15. 私の職場の作業環境（騒音、照明、温度、換気等）はよくない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 16. 仕事の内容は自分にあっている               | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 17. 働きがいのある仕事だ                   | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |

B. 最近 1 か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

|               |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |
|---------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1. 活気がわいてくる   | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 2. 元気がいっぱいだ   | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 3. 生き生きする     | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 4. 怒りを感じる     | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 5. 内心腹立たしい    | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 6. イライラしている   | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 7. ひどく疲れた     | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 8. へとへとだ      | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 9. だるい        | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 10. 気のはりつめている | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 11. 不安だ       | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 12. 落着かない     | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 13. ゆううつだ     | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 14. 何をするのも面倒だ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 15. 物事に集中できない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |

16. 気分が晴れない ----- 1 2 3 4  
17. 仕事の手につかない ----- 1 2 3 4  
18. 悲しいと感じる ----- 1 2 3 4  
19. めまいがする ----- 1 2 3 4  
20. 体のふしぎが痛む ----- 1 2 3 4  
21. 頭が重かったり頭痛がする ----- 1 2 3 4  
22. 首筋や肩がこる ----- 1 2 3 4  
23. 腰が痛い ----- 1 2 3 4  
24. 目が疲れる ----- 1 2 3 4  
25. 動悸や息切れがする ----- 1 2 3 4  
26. 胃腸の具合が悪い ----- 1 2 3 4  
27. 食欲がない ----- 1 2 3 4  
28. 便秘や下痢をする ----- 1 2 3 4  
29. よく眠れない ----- 1 2 3 4

C. あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

非 常 にか 多 全  
に な り 少 な

- い  
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？  
1. 上司 ----- 1 2 3 4  
2. 職場の同僚 ----- 1 2 3 4  
3. 配偶者、家族、友人等 ----- 1 2 3 4

- あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになりますか？  
4. 上司 ----- 1 2 3 4  
5. 職場の同僚 ----- 1 2 3 4  
6. 配偶者、家族、友人等 ----- 1 2 3 4

- あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらいきいてくれますか？  
7. 上司 ----- 1 2 3 4  
8. 職場の同僚 ----- 1 2 3 4  
9. 配偶者、家族、友人等 ----- 1 2 3 4

D. 満足度について

- 満 意 満 不 不  
足 足 や 満 満  
----- 1 2 3 4  
----- 1 2 3 4

1. 仕事に満足だ ----- 1 2 3 4  
2. 家庭生活に満足だ ----- 1 2 3 4

○施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト（※4）

A：体制整備チェックリスト

社会福祉法人 全国社会福祉協議会「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成23年3月版

【規定、マニュアルやチェックリスト等の整備】

| 項目                                                | チェック欄                                                             |
|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 1. 倫理綱領、行動規範等を定めている。                              | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ       |
| 2. 倫理綱領、行動規範等について職員への周知徹底ができている。                  | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていない |
| 3. 虐待防止マニュアルやチェックリスト等を作成している。                     | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ       |
| 4. 虐待防止マニュアルやチェックリスト等について、職員に周知徹底するとともに、活用している。   | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていない |
| 5. 緊急やむを得ない場合の身体拘束等の手続き、方法を明確に定め、職員に徹底している。       | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていない |
| 6. 身体拘束について検討する場を定期的に設けている。                       | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ       |
| 7. 緊急やむを得ない場合の身体拘束等について、利用者（家族）に説明を行い、事前に同意を得ている。 | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ       |
| 8. 個別支援計画を作成し、これに基づく適切な支援を実施している                  | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていない |
| 9. 個別支援計画作成会議は、利用者の参加を得て実施している。                   | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていない |

【職員への意識啓発、研修】

|                                                          |                                                                   |
|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 10. 職員に対して、虐待の防止に関する研修や学習を実施している。                        | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ       |
| 11. 日々の支援の質を高めるための知識や技術の向上を目的とした研修を実施している。               | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ       |
| 12. 職員の虐待防止に関する意識・関心を高めるための掲示物等を掲示している。                  | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ       |
| 13. 「職員チェックリスト」の活用を図り、職員の虐待に対する意識や日々のサービス提供等の状況把握に努めている。 | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていない |
| 14. 「早期発見チェックリスト」の利用の徹底を図るとともに、発見時の報告、対応等について明確にしている。    | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていない |

【外部からのチェック】

|                                                                           |                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 15. 「福祉サービス第三者評価事業」を活用し、サービスの質の向上等に努めている。                                 | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ        |
| 16. 「福祉サービス第三者評価事業」を一定の期間ごとに、継続的に受審している。                                  | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ        |
| 17. 虐待の防止や権利擁護について継続的に外部の専門家や法人内の他の施設の職員等による評価、チェックを受けている。（第三者評価事業の受審を除く） | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ        |
| 18. 施設・事業所の事業・監査において虐待防止に関わるチェック等を実施している。                                 | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ        |
| 19. ボランティアの受入を積極的に行っている。                                                  | <input type="checkbox"/> できていない<br><input type="checkbox"/> できていない |
| 20. 実習生の受入を積極的に行っている。                                                     | <input type="checkbox"/> できていない<br><input type="checkbox"/> できていない |
| 21. 家族、利用希望者の訪問・見学は随時受けている。                                               | <input type="checkbox"/> できていない<br><input type="checkbox"/> できていない |

【苦情、虐待事案への対応等の体制の整備】

|                                                                       |                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 22. 虐待防止に関する責任者を定めている。                                                | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ        |
| 23. 虐待防止や権利擁護に関する委員会を施設内に設置している。                                      | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ        |
| 24. 苦情相談窓口を設置し、利用者等に分かりやすく案内をすとともに、苦情解決責任者等を規定等に定め、利用者からの苦情の解決に努めている。 | <input type="checkbox"/> できていない<br><input type="checkbox"/> できていない |
| 25. 苦情相談への対応について、第三者委員を定め、利用者に案内をしている。                                | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ        |
| 26. 職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制を整えている。                                | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ        |
| 27. 施設内での虐待事案の発生時の対応方法等を具体的に文章化している。                                  | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ        |
| 28. 施設内での虐待事案が発生した場合の再発防止策等を具体的に文章化している。                              | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ        |

【その他】

|                                                                |                                                                    |
|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 29. 施設において利用者の金銭及び、貴重品を預かっている場合、その管理は複数の職員によるチェック体制のもとになされている。 | <input type="checkbox"/> できていない<br><input type="checkbox"/> できていない |
| 30. 施設は、利用者またはその家族の意見や要望を聴く場を設けている。                            | <input type="checkbox"/> できていない<br><input type="checkbox"/> できていない |
| 31. 施設経営者・管理者は、職員の意見や要望を聴く場を設けている。                             | <input type="checkbox"/> できていない<br><input type="checkbox"/> できていない |
| 32. 施設経営者・管理者は、施設職員同士がコミュニケーションを行う機会の確保に配慮や工夫を行っている。           | <input type="checkbox"/> できていない<br><input type="checkbox"/> できていない |

|                                                  |                                                                   |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 33. 利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用支援を行っている。              | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていない |
| 34. 希望や必要に応じて成年後見制度の活用等について利用者・家族に説明を行っている。      | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていない |
| 35. 利用者・家族、一般市民やオンブズマン等からの情報開示にいつでも応じられる準備をしている。 | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていない |
| 36. 虐待の防止や権利擁護について利用者、家族、関係機関との意見交換の場を設けている。     | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ       |

【地域における虐待の防止、早期発見・対応】

|                                                                           |                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 1. 障害者（児）やその家族、地域住民等に対し虐待の防止に関する普及・啓発を実施している。                             | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ       |
| 2. 家族、地域関係者との連携と情報交換を積極的に行い、虐待の可能性のある事案の観察や早期発見に努めている。                    | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていない |
| 3. 地域における虐待防止において、障害福祉サービス事業者（施設）等の事業者間の連携を図っている。                         | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていない |
| 4. 地域における虐待防止について、相談支援事業者、地域自立支援協議会や行政機関等との連携・協力（意見交換等も含む）をしている。          | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていない |
| 5. 虐待事案のみならず、福祉サービスの利用等を含め、相談窓口を設置・広報し、地域住民の相談を受けている。                     | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ       |
| 6. 地域の障害者が虐待を受けた場合の積極的な受け入れ（市町村からの依頼があった場合等）を行っている。                       | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ       |
| 7. 虐待を受けた障害者・児の受け入れとその支援に関するマニュアル等を一般的のマニュアル等とは別に作成している。（虐待を受けた障害者・児への支援） | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ       |
| 8. 虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合の相談支援事業者や行政機関等への連絡（通報）について手順等が具体的に文章化している。     | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ       |
| 9. 虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合に直接訪問する等の対応を行う努力をしている。                         | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていない |
| 10. 虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合に、施設・事業所として迅速かつ一元的な対応が可能となる体制を事前に定めている。       | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ       |

施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト

B：職員セルフチェックリスト

社会福祉法人 全国社会福祉協議会「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成23年3月版

| 《チェック項目》                                                                                   | チェック欄                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 1. 利用者への対応、受答え、挨拶等は丁寧に行うよう日々、心がけている。                                                       | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていな |
| 2. 利用者の人格を尊重し、接し方や呼称に配慮している。                                                               | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていな |
| 3. 利用者への説明はわかり易い言葉で丁寧に言い、威圧的な態度、命令口調にならないようにしている。                                          | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていな |
| 4. 職務上知りえた利用者の個人情報については、慎重な取扱いに留意している。                                                     | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていな |
| 5. 利用者の同意を事前に得ることなく、郵便物の開封、所持品の確認、見学者等の居室への立ち入り等を行わないようにしている。                              | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていな |
| 6. 利用者の意見、訴えに対し、無視や否定的な態度をとらないようにしている。                                                     | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていな |
| 7. 利用者を長時間待たせたりしないようにしている。                                                                 | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていな |
| 8. 利用者の嫌がることを強要すること、また、嫌悪感を抱かせるような支援、訓練等を行わないようにしている。                                      | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていな |
| 9. 危険回避のための行動上の制限が予想される事項については、事前に本人、家族に説明し同意を得るとともに、方法を検討し実施にあたっては複数の職員によるチームアプローチをとっている。 | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていな |
| 10. 利用者に対するサービス提供に関わる記録書類（ケース記録等）について、対応に困難が生じた事柄や不適切と思われる対応をやむを得ず行った場合等の状況も適切に記入している。     | <input type="checkbox"/> できている<br><input type="checkbox"/> できていな |
| 11. ある特定の利用者に対して、ぞんざいな態度・受答えをしようことがある。                                                     | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ      |
| 12. ある特定の職員に対して、ぞんざいな態度・受答えをしようことがある。                                                      | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ      |
| 13. 他の職員のサービス提供や利用者への対応について問題があると感じることがある。                                                 | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ      |
| 14. 上司と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。                                           | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ      |
| 15. 職員と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。                                           | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ      |

|                                                               |                                                             |
|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 16. 他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面にでくわしたことがある。            | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ |
| 17. 他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面を承認したこと（注意できなかったこと）がある。 | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ |
| 18. 最近、特に利用者へのサービス提供に関する悩みを持续けている。                            | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ |
| 19. 最近、特に仕事にやる気を感じないことがある。                                    | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ |
| 20. 最近、特に体調がすぐれないと感じることがある。                                   | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> いいえ |

施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト

C：早期発見チェックリスト

社会福祉法人 全国社会福祉協議会「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成23年3月版

- 虐待の予兆や発生に対する気づきを高めるため、日々のサービス提供において以下の点に留意してください。
- 多くの項目にあてはまると、虐待の可能性が高いものと考えられますが、これらは、主な着眼点です。で、日々の利用者の変化には十分に配慮した実践に取り組み虐待の早期発見に努めてください。
- なお、これらの着眼点は、単に虐待防止の観点のみならず、利用者の意向や状況の把握にも役立ちサービスの質の向上にもつながります。

★「着眼点」に該当する場合にチェックしてください

《1. 「身体的虐待」発見の着眼点》

| 着眼点                                                                                      | チェック欄                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 1. 身体に不自然なキズ、あざ、火傷（跡）が見られることはありませんか？<br>*衣服の着脱時等にも留意してください。                              | <input type="checkbox"/> |
| 2. 1 について原因や理由が明らかにならない場合が多くありませんか？                                                      | <input type="checkbox"/> |
| 3. 以前に比べて家族や他の利用者、また、職員等への応対や態度が変わったように感じられることはありませんか？<br>*急におびえる、少しの動きにも身を守るような素振りをとる 等 | <input type="checkbox"/> |
| 4. 特に体調不良でもないような場合に、職員とのコミュニケーションが、急に少なくなる等の変化はありませんか？                                   | <input type="checkbox"/> |
| 5. 急に周りの人に対して攻撃的になることはありませんか？                                                            | <input type="checkbox"/> |

《2. 心理的虐待の着眼点》

| 着眼点                                                | チェック欄                    |
|----------------------------------------------------|--------------------------|
| 1. 自傷、かきむしり等自らを傷つけるような行為が増えていませんか？                 | <input type="checkbox"/> |
| 2. 生活リズムが急に不規則になったようなことはありませんか？<br>*睡眠、食の嗜好、日課等の変化 | <input type="checkbox"/> |
| 3. 身体を萎縮させるようなことはありませんか？                           | <input type="checkbox"/> |
| 4. 突然わめいたり、泣いたりすることが多くなったと感じられることはありませんか？          | <input type="checkbox"/> |

|                                             |                          |
|---------------------------------------------|--------------------------|
| 5. 過食や拒食等、食事について変化が見られますか？                  | <input type="checkbox"/> |
| 6. 以前よりも意欲がなくなった、投げやりな様子になった等と感ずることはありませんか？ | <input type="checkbox"/> |
| 7. 体調が悪いと訴える機会が増えていませんか？                    | <input type="checkbox"/> |

《3. 性的虐待の着眼点》

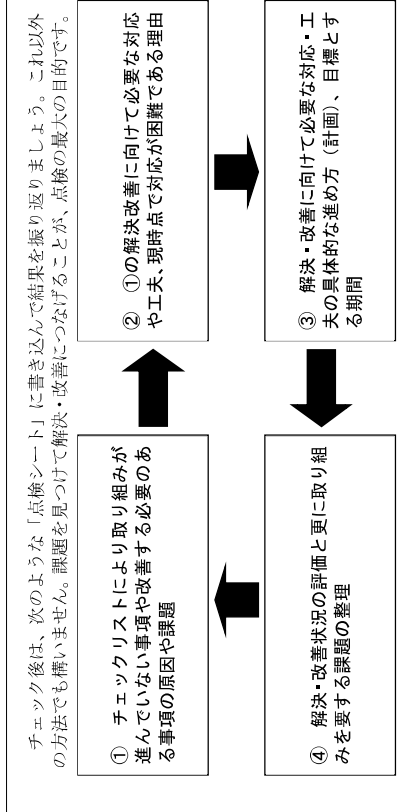
| 着眼点                                        | チェック欄                    |
|--------------------------------------------|--------------------------|
| 1. 人に対して嫌悪感を抱いているような態度や言動をとることが増えていませんか？   | <input type="checkbox"/> |
| 2. 人に触れられることを極度に嫌がるが増えたように感じられることはありませんか？  | <input type="checkbox"/> |
| 3. 歩行等がいつもより不自然であることや、座位が保てないようなことはありませんか？ | <input type="checkbox"/> |
| 4. 肛門や性器からの出血やキズがみられますか？                   | <input type="checkbox"/> |
| 5. 急に怯えたり、恐ろしがたりする、また、人目を避けるようなことはありませんか？  | <input type="checkbox"/> |
| 6. 一人で過ごす時間が増えていませんか？                      | <input type="checkbox"/> |

《4. 経済的虐待の着眼点》

| 着眼点                                                 | チェック欄                    |
|-----------------------------------------------------|--------------------------|
| 1. 年金等があるにも関わらずお金がないと訴えることはありませんか？                  | <input type="checkbox"/> |
| 2. お金を引き出すことが頻繁ではありませんか？                            | <input type="checkbox"/> |
| 3. サービスの利用料や生活費の支払いができないようにはありませんか？                 | <input type="checkbox"/> |
| 4. 知人や友人に誘われて夜間散歩くようになっていませんか（なっていると聞いているませんか）？     | <input type="checkbox"/> |
| 5. 今まで付き合いのなかった人が家に出入りしていませんか（するようになっていると聞いていませんか）？ | <input type="checkbox"/> |
| 6. 出費をともなう外出や娯楽の機会が急に減ったように感じられますか？                 | <input type="checkbox"/> |

《 5. ネグレクトの着眼点》

| 着眼点                                                                  |  | チェック欄                    |
|----------------------------------------------------------------------|--|--------------------------|
| 1. 食事を摂っていないように見えたり、空臍を頻繁に訴えることはありませんか？                              |  | <input type="checkbox"/> |
| 2. 劣悪な衛生状態や衛生環境にあると感じられることはありませんか？<br>※異臭がする、髪や爪等が伸びたままで汚い、衣服が常に同じ 等 |  | <input type="checkbox"/> |
| 3. いつ見ても皮膚に湿疹や、オムツかぶれがあるように見られませんか？                                  |  | <input type="checkbox"/> |
| 4. 整容に対して無頓着、あるいは拒否が多く見られませんか？                                       |  | <input type="checkbox"/> |
| 5. 自分や他者、物に対して投げやりな態度が見られることはありませんか？                                 |  | <input type="checkbox"/> |
| 6. 約束事や支援サービスを当日になってキャンセルすることが多くありませんか？                              |  | <input type="checkbox"/> |



「障がいのある人の尊厳を守る虐待防止マニュアル」 一般社団法人 大阪府知的障害者福祉協会、2010 年

○ 社会福祉法・障害者総合支援法等による権限規定

|          |                  |                          |                                                                                          |
|----------|------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会福祉法    | 第 56 条第 1 項      | 厚生労働大臣<br>都道府県知事<br>市長   | 社会福祉法人に対する報告徴収、検査                                                                        |
|          | 第 56 条第 4 項      | 厚生労働大臣<br>都道府県知事<br>市長   | 社会福祉法人に対する勧告                                                                             |
|          | 第 56 条第 5 項      | 厚生労働大臣<br>都道府県知事<br>市長   | 勧告に従わなかった社会福祉法人の公表                                                                       |
|          | 第 56 条第 6 項      | 厚生労働大臣<br>都道府県知事<br>市長   | 勧告に係る措置をとらなかった社会福祉法人に対する措置命令                                                             |
|          | 第 56 条第 7 項      | 厚生労働大臣<br>都道府県知事<br>市長   | 社会福祉法人に対する業務停止命令又は役員の解職勧告                                                                |
|          | 第 56 条第 8 項      | 厚生労働大臣<br>都道府県知事<br>市長   | 社会福祉法人に対する解散命令                                                                           |
|          | 第 57 条           | 厚生労働大臣<br>都道府県知事<br>市長   | 社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の事業停止命令                                                              |
|          | 第 71 条<br>第 72 条 | 都道府県知事                   | 社会福祉施設に対する改善命令<br>社会福祉事業を営営する者に対する事業制限・停止命令、許可取消、認可取消                                    |
| 障害者総合支援法 | 第 10 条           | 市町村                      | 障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対する報告徴収、立入検査等 |
|          | 第 11 条第 2 項      | 厚生労働大臣<br>都道府県知事         | 自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対する報告徴収等                                                 |
|          | 第 48 条第 1 項      | 都道府県知事<br>市町村長           | 指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業員であった者に対する報告徴収、立入検査等              |
|          | 第 48 条第 3 項      | 都道府県知事<br>市町村長           | 指定障害者支援施設等の設置者に対する報告徴収、立入検査等                                                             |
|          | 第 49 条第 1 項      | 都道府県知事<br>指定都市市長<br>中核市長 | 指定障害福祉サービス事業者に対する勧告                                                                      |
|          | 第 49 条第 2 項      | 都道府県知事<br>指定都市市長<br>中核市長 | 指定障害者支援施設等の設置者に対する勧告                                                                     |
|          | 第 49 条第 3 項      | 都道府県知事<br>指定都市市長<br>中核市長 | 勧告に従わなかった指定事業者等の公表                                                                       |
|          | 第 49 条第 4 項      | 都道府県知事<br>指定都市市長<br>中核市長 | 勧告に係る措置をとらなかった指定事業者等に対する措置命令                                                             |

|            |                                    |                                                                            |
|------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 第50条第1項    | 都道府県知事<br>指定都市市長<br>中核市長           | 指定障害者福祉サービス事業者の指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止                                       |
| 第50条第3項    | 都道府県知事<br>指定都市市長<br>中核市長           | 指定障害者支援施設の指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止                                            |
| 第51条の3第1項  | 厚生労働大臣<br>都道府県知事<br>指定都市市長<br>中核市長 | 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する報告徴収、立入検査等（業務管理体制）                              |
| 第51条の4第1項  | 厚生労働大臣<br>都道府県知事<br>指定都市市長<br>中核市長 | 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する報告（業務管理体制）                                      |
| 第51条の4第2項  | 厚生労働大臣<br>都道府県知事<br>指定都市市長<br>中核市長 | 勧告に従わなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の公表（業務管理体制）                                |
| 第51条の4第3項  | 厚生労働大臣<br>都道府県知事<br>指定都市市長<br>中核市長 | 勧告に係る措置をとらなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する措置命令（業務管理体制）                      |
| 第51条の27第1項 | 都道府県知事<br>指定都市市長<br>中核市長<br>市町村長   | 指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等 |
| 第51条の27第2項 | 指定都市市長<br>中核市長<br>市町村長             | 指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等 |
| 第51条の28第1項 | 都道府県知事<br>指定都市市長<br>中核市長           | 指定一般相談支援事業者に対する報告                                                          |
| 第51条の28第2項 | 指定都市市長<br>中核市長<br>市町村長             | 指定特定相談支援事業者に対する報告                                                          |
| 第51条の28第3項 | 都道府県知事<br>指定都市市長<br>中核市長           | 勧告に従わなかった指定一般相談支援事業者の公表                                                    |
| 第51条の28第4項 | 都道府県知事<br>指定都市市長<br>中核市長           | 勧告に係る措置をとらなかった指定一般相談支援事業者に対する措置命令                                          |
| 第51条の29第1項 | 都道府県知事<br>指定都市市長<br>中核市長           | 指定一般相談支援事業者に対する指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止                                       |
| 第51条の29第2項 | 市町村長                               | 指定特定相談支援事業者に対する指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止                                       |
| 第51条の32第1項 | 厚生労働大臣<br>都道府県知事<br>市町村長           | 指定相談支援事業者若しくは当該指定相談支援事業者の従業者に対する報告徴収、立入調査等（業務管理体制）                         |
| 第51条の33第1項 | 厚生労働大臣<br>都道府県知事<br>市町村長           | 指定相談支援事業者に対する報告（業務管理体制）                                                    |

障害者総合支援法

|            |                          |                                         |
|------------|--------------------------|-----------------------------------------|
| 第51条の33第2項 | 厚生労働大臣<br>都道府県知事<br>市町村長 | 勧告に従わなかった指定相談支援事業者の公表（業務管理体制）           |
| 第51条の33第3項 | 厚生労働大臣<br>都道府県知事<br>市町村長 | 勧告に係る措置をとらなかった指定相談支援事業者に対する措置命令（業務管理体制） |

|          |                          |                                                                        |
|----------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 第81条第1項※ | 都道府県知事<br>指定都市市長<br>中核市長 | 障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホームの設置者に対する報告徴収、立入検査等 |
| 第82条第1項※ | 都道府県知事<br>指定都市市長<br>中核市長 | 障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業を行う者に対する事業制限・停止命令                   |
| 第82条第2項※ | 都道府県知事<br>指定都市市長<br>中核市長 | 障害福祉サービス事業を行う者、地域活動支援センター、福祉ホームの設置者に対する改善、停止・廃止命令                      |
| 第85条第1項※ | 都道府県知事<br>指定都市市長<br>中核市長 | 市町村が設置した障害者支援施設の長に対する報告徴収、立入検査等                                        |
| 第86条第1項※ | 都道府県知事<br>指定都市市長<br>中核市長 | 市町村が設置した障害者支援施設に対する事業停止・廃止命令                                           |

|              |                |                                                                               |
|--------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 第21条の5の22第1項 | 都道府県知事<br>市町村長 | 指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等 |
| 第21条の5の23第1項 | 都道府県知事         | 指定障害児通所支援事業者等に対する報告                                                           |
| 第21条の5の23第2項 | 都道府県知事         | 勧告に従わなかった指定障害児通所支援事業者等の公表                                                     |
| 第21条の5の23第3項 | 都道府県知事         | 勧告に係る措置をとらなかった指定障害児通所支援事業者等に対する措置命令                                           |
| 第21条の5の24第1項 | 都道府県知事         | 指定障害児通所支援事業者に対する指定取消、効力停止                                                     |
| 第24条の34第1項   | 市町村長           | 指定障害児相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等 |
| 第24条の35第1項   | 市町村長           | 指定障害児相談支援事業者に対する報告                                                            |
| 第24条の35第2項   | 市町村長           | 勧告に従わなかった指定障害児相談支援事業者の公表                                                      |
| 第24条の35第3項   | 市町村長           | 勧告に係る措置をとらなかった指定障害児相談支援事業者に対する措置命令                                            |
| 第24条の36第1項   | 市町村長           | 指定障害児相談支援事業者に対する指定取消、効力停止                                                     |

児童福祉法

|                                 |        |                  |                                     |
|---------------------------------|--------|------------------|-------------------------------------|
| 特<br>定<br>非<br>営<br>利<br>法<br>人 | 第 42 条 | 都道府県知事<br>指定都市市長 | 特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置命令 |
|                                 | 第 43 条 | 都道府県知事<br>指定都市市長 | 特定非営利活動法人の設立の認証の取消                  |

## ○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成 23 年法律第 79 号)

目次

|     |                                              |
|-----|----------------------------------------------|
| 第一章 | 総則（第一条－第六条）                                  |
| 第二章 | 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等（第七条－第十四条）          |
| 第三章 | 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等（第十五条－第二十条）           |
| 第四章 | 使用者による障害者虐待の防止等（第二十一条－第二十八条）                 |
| 第五章 | 就労する障害者等に対する虐待の防止等（第二十九条－第三十一条）              |
| 第六章 | 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター（第三十二条－第三十九条） |
| 第七章 | 雑則（第四十条－第四十四条）                               |
| 第八章 | 罰則（第四十五条・第四十六条）                              |
| 附則  |                                              |

### 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立高度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第一条第一号の規定により独立行政法人国立高度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十六項に規定する移動支援事業、同条第二十七項に規定する地域活動支援センターを営営する事業若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホームを営営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。

5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者）をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含む、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為
  - 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
  - 障害者においていせつな行為をすること又は障害者をしていせつな行為をさせること。
  - 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
  - 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからへままでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
- 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他の当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害者福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
  - 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。



- 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害者福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の業務を著しく怠ること。
- 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- 8 この法律において「使用者」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
- 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- (障害者に対する虐待の禁止)
- 第二条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。
- (国及び地方公共団体の責務等)
- 第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに通切的な養護者に対する支援を行うため、関係者相互間その他の関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他の必要体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他の必要人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵害事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。
- (国民の責務)
- 第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。
- (障害者虐待の早期発見等)
- 第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を察見しやすしい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他の障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。
- 第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等
- (養護者による障害者虐待に係る通報等)
- 第七条 養護者による障害者虐待(十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。)を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 州法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定せるものを漏らしてはならない。
- (通報を受けた調査の措置)
- 第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置

- を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。)とその他の対応について協議を行うものとする。
- 2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護を図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると思われる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第三項若しくは第二項又は知的障害者福祉法(昭和三十三年法律第三十七号)第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者(以下「身体障害者」という。)及び知的障害者身体障害者又は知的障害者(以下「知的障害者」という。)以外の障害者であると又は当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。
- 3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図られるよう、速明に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十二号)第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。
- (居宅の確保)
- 第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。
- (立入調査)
- 第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるとき又は、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (警察官に対する援助要請等)
- 第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これららの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。
- 2 市町村長は、障害者の生命又は身体への安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求める場合において、障害者の生命又は身体への安全を確保するため必要と認めるときは、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。
- (面会の制限)
- 第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはそのごみとの間の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。



合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

第三十六条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。

二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。

三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。

四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。

六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

第三十七条 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者（以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。）のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくはその職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県における専門的に従事する職員の確保)

第三十八条 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

第三十九条 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

第七章 雑則

(周知)

第四十条 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

第四十一条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第四十二条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方策、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにならなければならない。

第八章 罰則

第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確保又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を踏査して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第三条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の目出しを「(定義等)」に改め、同条に次の一項を加える。

6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受けた障害者（障害者基本法（昭和 四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「(第二条)」とする。

(引用参考文献)

- (※1)「障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた相談支援のあり方に関する調査研究事業報告書」  
日本社会福祉士会、2010 年
- (※2)「職業性ストレス簡易調査票」厚生労働省のホームページで使用できます。  
<http://kokoro.mhlw.go.jp/check/index.html>
- (※3)「山口県障害者虐待防止マニュアル」  
山口県健康福祉部障害者支援課、2007 年  
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/ai4100/gyakutai/gaykutai190401.html>
- (※4)「障害者虐待防止の手引き (チェックリスト) Ver.3 の概要」  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会、2012 年  
<http://www.shakyo.or.jp/research/12check.html>
- (※5)「福祉サービス事業所における利用者支援のあり方に関するガイドラインへより良いサービスの提供を目指して～」  
(大阪府福祉部障がい福祉室) を参考に記述。
- (参考資料)
- 「障害者虐待防止の手引き (チェックリスト)」  
全国社会福祉協議会  
<http://www.shakyo.or.jp/research/09check.html>
  - 福祉サービス第三者評価事業に関する指針  
全国社会福祉協議会 <http://www.shakyo-hyoka.net/sisin/data/komoku4.pdf>
  - 業務の振り返りチェックシート  
社会福祉法人 北摂杉の子会  
<http://www.suginokokai.com/>
  - 虐待防止規程  
福岡県ホームページ  
[http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/26/26572\\_10372722\\_misc.doc](http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/26/26572_10372722_misc.doc)
  - 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」の概要  
厚生労働省  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/06/s0623-13b1.html>
  - 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン  
全国社会福祉協議会  
<http://www.shakyo-hyoka.net/guideline/bs2.pdf#43>
  - 「障害者虐待防止マニュアル」行政・支援者が障害者虐待に適切に対応するためにー」、NPO 法人 Panda-J、2009 年
  - 「サービス提供事業所における虐待防止指針および身体拘束対応指針に関する検討」、NPO 法人 Panda-J、2011 年
  - 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行支援推進室、2020 年
  - 日本知的障害者福祉協会  
知的障がいのある方を支援するための行動規範  
<http://www.aigo.or.jp/menu07/pdf/24kiban.pdf>

厚生労働省

障害者虐待防止法ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunisuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunisuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/)